

# 都市計画道路の見直しについて

人口減少や高齢化等の社会情勢の変化に伴い、都市計画道路<sup>\*1</sup>の必要性や実現性が大きく変化していることを踏まえ、平成 17 年から 23 年にかけて、1 回目となる都市計画道路の見直し検証（以下「検証」）が福岡県都市計画道路検証方針に基づき、県内一斉で行われた。

前回の調査からおよそ 10 年が経過することから、平成 30 年度から 2 回目の検証が行われ、芦屋町においては、令和 2 年度に検証を終えた。このため、令和 3 年度から 4 年度にかけて検証結果を踏まえた都市計画道路の見直しを進めるにあたり、その内容を説明するもの。

## 1 検証の経緯

- ・平成 30 年度：福岡県都市計画道路検証方針に基づき、芦屋町における未着手の都市計画道路について、未完了区間等の整理
- ・令和元年度：未完了区間について、整備の必要性や実現性を評価
- ・令和 2 年度：必要性や実現性の評価等を踏まえ、各路線の存続・廃止等を総合的に検証

## 2 見直し対象路線

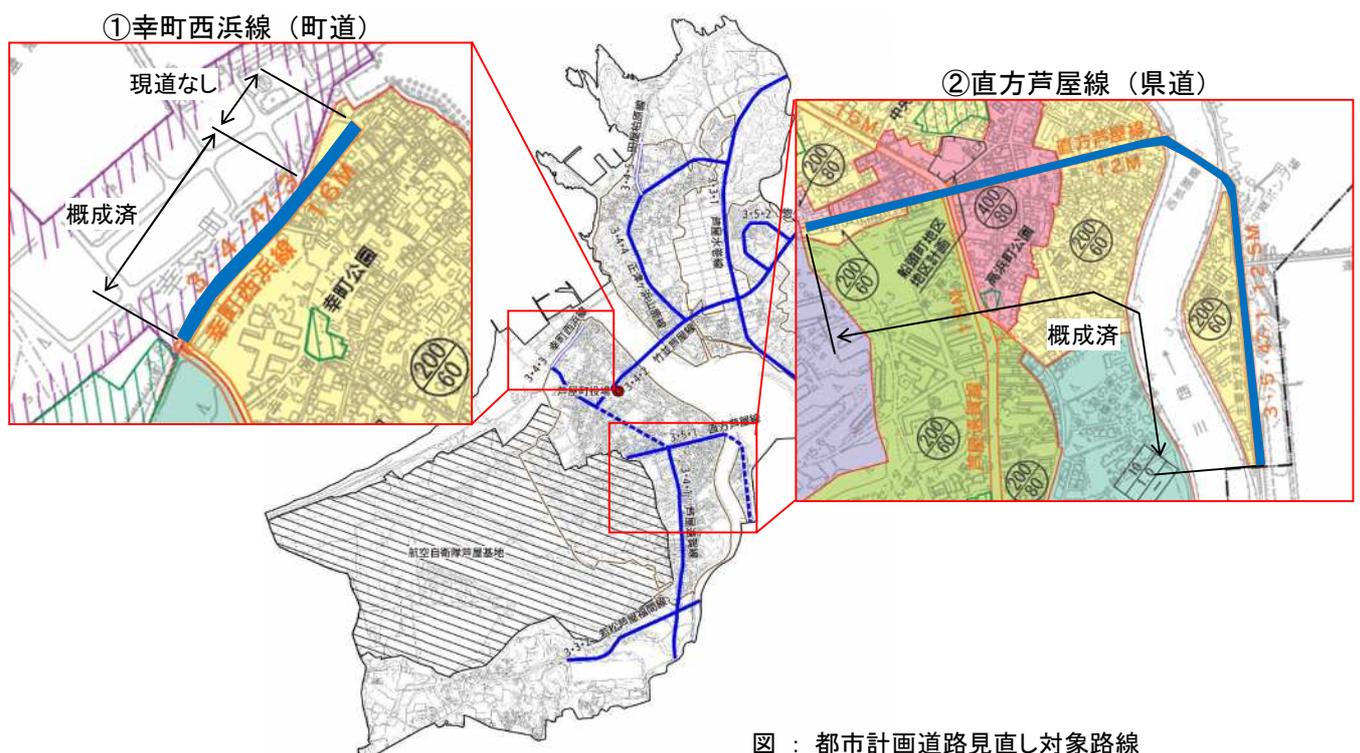
芦屋町内にある都市計画道路のうち下記の 2 路線について、見直しに向けた事務手続きを進めていく。

### ① 幸町西浜線（町道）：廃止 【資料 2】

【理由】代替道路（臨港道路波懸線）の整備により、本区間を改めて整備する必要性や実現性がなくなったため、廃止するもの

### ② 直方芦屋線（県道）：変更 【資料 3】

【理由】老朽化に伴う西祇園橋の架け替えに伴い、現道から橋梁の位置が変わるため、道路線形等を変更するもの



図：都市計画道路見直し対象路線

### 3 スケジュール

#### 【令和3年度】

- 10月～2月 見直しに必要となる計画案の作成  
関係機関との調整
- 2月下旬 町都市計画審議会（計画案の審議）

#### 【令和4年度】

- 未定 計画案の縦覧<sup>※2</sup>（町条例に基づく縦覧）、公述<sup>※3</sup>申出書受付期間
- 〃 公聴会<sup>※4</sup>の開催（公述の申し出があった場合）
- 〃 町都市計画審議会（公聴会の結果等を踏まえた計画案の審議）
- 〃 計画案の縦覧（都市計画法に基づく縦覧）
- 〃 町都市計画審議会（計画案の審議）
- 〃 県都市計画審議会（直方芦屋線の計画案の審議）
- 〃 ※ 都市計画道路が県道の場合、県都市計画審議会での審議が必要
- 〃 都市計画変更決定、変更告示

#### ※1 都市計画道路

都市交通におけるもっとも基幹的な都市設備として、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路（都市計画でルートや延長、道路幅員、車線数などの道路区域を定める）。都市の骨格を形成し、安全で安心な住民生活と機能的な都市活動を確保する重要な施設。

なお、都市計画決定する目的は大きく以下の3つに分けられる。

- ① 都市政策：都市を形成する骨格として、土地利用や他の都市施設の計画と、調整・連携することで、都市計画としての総合性・一体性を確保する。
- ② 建築制限：都市計画道路の計画区域内では、都市計画法に基づいて一定の建築制限をすることで、事業費と事業期間が抑えられる。
- ③ 合意形成：都市計画決定の手続きを行うことにより、計画の必要性和計画内容が一般に明示され、施設整備に向けた住民との合意が形成される。

#### ※2 縦覧

決定しようとする都市計画の内容や理由を、自由に見られるようにすること。

#### ※3 公述

公聴会で計画案に対し意見を述べること。

#### ※4 公聴会

地域住民の意見を伺い、計画案の作成の参考とするため行うもの。